

令和3年9月22日

大和町議会議長 高平 聡雄 殿

大和町議会議員政治倫理条例に基づく
審査請求に係る調査（審査）特別委員会
委員長 馬 場 久 雄

審 査 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

令和3年5月25日付けで審査請求があった事項について、審査を行ったので大和町議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、下記により審査の結果を報告します。

記

審査結果報告書 別紙のとおり

審 査 結 果 報 告 書

1. 審査請求書

1) 提出月日 令和3年5月25日(火)

2) 審査請求者 平渡 高志 氏(大和町鶴巣在住)
審査請求署名簿(452名分)

3) 審査対象議員 千坂 裕春 議員

4) 審査請求の対象となる事由の該当条項

(1) 大和町議会議員政治倫理条例第6条第1項

「町民全体の代表者として、常に人格の向上及び理論の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと」

(2) 大和町議会議員政治倫理条例第6条第10項

「嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」

5) 政治倫理基準に違反する事実

虚偽による大和警察署への被害届(審査請求者が審査対象議員に対する暴言、暴力行為)

令和3年2月25日付け、仙台地方裁判所の判決書により、暴言、暴力は無かったものである。このことは、審査対象議員の虚偽であったことを証明するものであり、審査対象議員の議員としての品位を損なう行為であるとともに提出者への名誉棄損行為でもある。

よって、大和町議会議員政治倫理条例第6条第1項及び同条第10項の政治倫理基準に違反する。

6) 政治倫理基準に違反する事実に係る証拠

裁判判決書(写し)

2. 審査請求書提出に至る経過

- 当事者 審査請求者：A（平渡 高志 氏）
 審査対象議員：B（千坂 裕春 議員）
 鶴巣地区住民：C・D・E

月 日	内 容
令和元年 6月 21日	葬儀に参列するため黒川浄斎場を訪れたAは、Bに対し、2人で話をするため斎場外に出るよう促したが、Bはこれを拒否し、その直後、AがBに暴力を振るった旨の発言をした。
令和元年 7月頃	Bは、C及びDに対し、黒川浄斎場において、Aから暴言を言われ暴力を振るわれたなどと話した。Bの発言を受け、C及びD、Eは、鶴巣地区住民に対し、AがBに暴言を言い、胸襟をつかみ取る行為に及んだと話をして、115名の署名を集める。
令和元年 8月 16日	C及びDから郵送にて、大和町議会議長宛に6月21日の件を議会で徹底議論をする要請文書を提出した。（8月19日受付）
令和元年 9月 5日	C及びD、Eは、大和町議会議長宛に「大和町議会議員政治倫理条例審査請求」と題する文書を提出した。
令和元年 10月 28日	随時会議において、「大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会」を設置し、調査を付託した。
令和元年 11月 18日	Bが告訴したAによる暴行被害は、「嫌疑不十分」であるとして不起訴処分となった。
令和元年 12月 12日	大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会の調査において、令和元年9月5日提出の同審査請求書は、大和町議会議員政治倫理条例で定めている請求の様式を満たしていないなどとし、提出者であるC及びDに対して返還された。
令和3年 2月 25日	判決言渡 （訴状送達：令和2年5月26日） 「令和2年（ワ）第246号 損害賠償請求事件 原告：A 被告：B・C・D・E
令和3年 5月 25日	Aは大和町議会議長宛に審査請求の対象をBとする大和町議会議員政治倫理条例第8条第1項に基づく「審査請求書」を提出した。

3. 特別委員会の設置

令和3年5月25日付けで平渡 高志氏から大和町議会議員政治倫理条例（以下「条例」と言う）第8条第1項の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、議会運営委員会の議決（条例第10条）を経て、6月定例会議最終日の6月4日に議長と審査対象議員を除く16名で構成する大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査（審査）特別委員会（以下「特別委員会」と言う）を設置し、調査及び審査を付託した。

○特別委員会委員名簿

委員長 馬場 久雄 議員	副委員長 槻田 雅之 議員
委員 宍戸 一博 議員	委員 児玉金兵衛 議員
委員 佐々木久夫 議員	委員 佐藤 昇一 議員
委員 今野 信一 議員	委員 犬飼 克子 議員
委員 馬場 良勝 議員	委員 千坂 博行 議員
委員 今野 善行 議員	委員 渡辺 良雄 議員
委員 門間 浩宇 議員	委員 藤巻 博史 議員
委員 堀籠日出子 議員	委員 大須賀 啓 議員

4. 審査の経過

特別委員会は、令和3年6月4日に設置されて以降、調査及び審査に付託された今回の事件が、条例第6条第1項の「町民全体の代表者として、常に人格の向上及び理論の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。」及び第10項の「嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」との政治倫理基準に違反する行為であるか否か、違反する場合には、条例に基づく措置をすべきかどうかについて、審査請求者及び審査対象議員に対する意見聴取などを含む計5回にわたり、公平かつ慎重に調査及び審査を行った。

調査及び審査の経過内容は次のとおりである。

(1) 特別委員会設置 令和3年6月4日（金）

6月定例会議において、議会運営委員会委員長の提案にて、特別委員会の設置及び調査・審査の付託を決定し、その後の特別委員会において、馬場久雄委員長及び槻田雅之副委員長を選出した。

(2) 第1回特別委員会 令和3年6月25日(金)

条例に基づき提出された審査請求書の概要及び内容、証拠書類等を確認し、今後の進め方などを協議した。

なお、審査請求書の概要及び内容、証拠書類等を確認したことにより、特別委員会における調査を終了し、今後においては、審査を行うことで了承を得た。

(3) 第2回特別委員会 令和3年7月14日(水)

審査請求書提出に至る経過及び議会における対応等を確認し、今後の進め方などを協議した。次回の特別委員会では、審査請求者及び審査対象議員から意見等を聴取することを決定した。

(4) 第3回特別委員会 令和3年8月12日(木)

審査請求者及び審査対象議員より意見等を聴取及び政治倫理基準に違反する事実に係る証拠として提出された裁判判決書(写し)にて、政治倫理基準に違反する事実を確認した。その上で委員全員の意見等を聴取し、審査対象議員に対する必要な措置を無記名投票により決定した。

なお、委員長を除く15名の投票結果は次のとおりである。

- | | |
|---------------|----|
| ・議長の注意喚起 | 1票 |
| ・議場における謝罪文の朗読 | 6票 |
| ・議員辞職勧告 | 8票 |

(5) 第4回特別委員会 令和3年9月9日(木)

審査結果報告書(案)を協議した。

(6) 第5回特別委員会 令和3年9月17日(金)

審査結果報告書(案)の最終確認を行い、議長に対する報告に関して承認を得た。

5. 審査結果

審査対象議員は、令和元年6月21日にあった黒川浄斎場での出来事を暴言及び暴力行為として町民に発言した。この発言を受けた町民らが、115名の署名を集め、「大和町議会議員政治倫理条例審査請求」と題する文書の提出に至っている。

その後、審査請求者が原告となって、審査対象議員を被告とし、暴言・暴力の事実がないにもかかわらず事実として発言したこと、暴言・暴行があったとして鶴巣地区住民の署名を集め審査請求をしたことが、原告の社会的評価を低下させ、名誉を棄損したと訴えを起こした。この損害賠償請求事件(令和2年(ワ)第246号)においては、原告

から被告に対する暴言・暴力に及んだ事実を認めることはできない、被告の発言は、原告が粗暴な人間であるとの印象を与え、当時の現職議員であった原告の名誉や信用を毀損するものであると、地裁判決が令和3年2月25日に言い渡されている。

以上のことから、審査対象議員は真実でないことを認識しながら、暴言及び暴力行為として住民に情報発信したことは、結果的に署名活動に発展したことで、多くの住民に誤解を与え、当時の現職議員に対し、ありもしない疑惑を煽ることとなった。これらの議会の品位、又は名誉を損なう行為は、審査請求者及び大和町議会の名誉を毀損する行為があると判断し、条例第6条第1項及び第10項の政治倫理基準に違反するとの結論を得た。

6. 特別委員会が必要と認める措置

条例第11条第4項に基づく措置については、「議員辞職勧告」とする。

このことは、特別委員会として、審査対象議員に辞職を求める重大な意思を示したものであり、審査の結果を真摯に受け止め、町民全体の代表者である議員の責務と規範を正しく認識した上で、自身の行動及び言動を深く反省するとともに自ら議員辞職の判断をされることを求めるものである。

なお、令和元年12月定例会議において、議長から当時議員であった今回の審査請求者及び審査対象議員の双方に厳重注意がなされている。これは暴言及び暴力行為に及んだ経緯に対してであり、その事実が認められないとの地裁判決を受け、議長には、審査請求者に対する名誉回復及び厳重注意の撤回などの措置を講じられるよう提言する。